

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的な方策  
1 学校の取組

		児童生徒への指導等	学校の具体的な取組
1 いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。</li> <li>○生徒が一人一人認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。</li> <li>○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。</li> <li>○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。</li> <li>○体験活動やボランティア活動の機会を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業において、言語活動の充実に努め、わかりやすい授業に心がけ生徒に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て自己有用感を味わい自尊感情を育む。</li> <li>○実習や課題研究、生徒会活動等を通じ地域貢献活動を積極的に実施し地域に認められる学校づくり、コミュニケーション力の育成を図る。</li> <li>○生徒会本部役員を中心に週3回校門前で朝のあいさつ運動を実施し、人間関係づくりとコミュニケーション力の育成を図る。</li> <li>○各学期終業式後に生徒会・部活動による校外清掃活動を実施する。</li> </ul>
2 いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○SHRや授業における日常的な生徒観察に努める。</li> <li>○定期的なアンケート調査及び個別面談を行う。</li> <li>○状況に応じ教室や部室等を巡回する。</li> <li>○スクールカウンセラーの活用を促す。</li> <li>○教育相談体制の充実に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副担任2人制により担任をサポートし日常の生徒観察に努める。</li> <li>○学期に1回、学校生活に関するアンケートの中でいじめに関する調査を行い状況を確認する。</li> <li>○各学年個別面談を実施。その後も必要に応じ積極的に個別面談を実施し生徒の状況を確認する。</li> <li>○教育相談たよりの定期的な発行、教育相談部会の開催。</li> </ul>
3 いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○保護者と相談の上、医療機関を受診させる。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない環境作りを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<p>【未然防止対策も含めて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導部「いじめ防止対策係」の役割</li> <li>・いじめを未然に防止する取組や具体的な年間計画の作成</li> <li>・アンケートの立案、実施、集計と情報収集</li> <li>・いじめの報告があった場合「いじめ防止対策委員会」への報告</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」の役割・調査指導</li> <li>・いじめが発覚した場合</li> <li>被害者・加害者両方から事情聴取し、事実確認をしっかりとる。</li> <li>委員会で今後の対策を検討するとともに、保護者に状況説明する。</li> <li>加害者及びその保護者には適切な指導及び助言を行う。</li> <li>・学期に1回の「いじめ防止対策委員会」の開催</li> <li>○被害者・加害者ともにスクールカウンセラー等による心のケアを行う。</li> </ul>
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽くぶつかったり、遊ぶ振りをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場で行為を止める。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	
	暴力を伴わないいじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない環境作りを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<p>【未然防止対策も含めて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導部「いじめ防止対策係」の役割</li> <li>・いじめを未然に防止する取組や具体的な年間計画の作成</li> <li>・アンケートの立案、実施、集計と情報収集</li> <li>・いじめの報告があった場合「いじめ防止対策委員会」への報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」の役割・調査指導</li> <li>・いじめが発覚した場合</li> <li>被害者・加害者両方から事情聴取し、事実確認をしっかりとる。</li> <li>委員会で今後の対策を検討するとともに、保護者に状況説明する。</li> <li>加害者及びその保護者には適切な指導及び助言を行う。</li> <li>・学期に1回の「いじめ防止対策委員会」の開催</li> <li>○被害者・加害者ともにスクールカウンセラー等による心のケアを行う。</li> </ul>
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひやかしやからかいなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場で行為を止める。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	
ネット上のいじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない体制づくり、環境作りを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する</li> </ul>	<p>【未然防止対策も含めて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新入生オリエンテーションでインターネットに潜む危険性や正しい使い方について指導する。(生徒指導主事)</li> <li>○入学式後の保護者説明会やPTA総会時に、上記内容について保護者に理解を求める(生徒指導主事)</li> <li>○学年集会や学年保護者懇談会時に上記内容について継続指導、保護者理解を求める。(学年主任)</li> <li>○外部講師による「情報モラル講習会」を実施し、インターネットに潜む危険性や正しい使い方について、全校生徒対象の講演会を実施する。</li> <li>○いじめが発覚した場合</li> <li>被害者・加害者両方から事情聴取し、事実確認をしっかりとる。</li> <li>委員会で今後の対策を検討するとともに、保護者に状況説明する。</li> <li>加害者及びその保護者には適切な指導及び助言を行う。</li> <li>○被害者・加害者ともにスクールカウンセラー等による心のケアを行う。</li> </ul>	
いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発見した教職員は「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ防止対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○適切なコミュニケーションの在り方等について指導する。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>		
その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることは、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。</li> <li>○周囲に流されず、自分の意思で正しい行動をすることの大切さを理解させる。</li> <li>○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○HRによる指導一担任や副担任による人権教育を含めた指導を適宜おこなう。</li> <li>○学年集会や全校集会での継続的な指導一学年主任や生徒指導主事から左記内容等を状況を見て継続的に指導する。</li> </ul>	

2 家庭（PTA）、地域との連携

家庭（PTA）との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。</li> <li>○子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。○PTA総会や公開授業など学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> <li>○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただけるよう働きかける。</li> </ul>
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒への積極的なあいさつや声かけをおこなっていただけるよう働きかける。</li> <li>○学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> <li>○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。</li> <li>○地域の行事等への生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。</li> </ul>